

報告第15号

京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱の制定について

京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱が別紙のとおり制定されたので報告する。

令和8年5月22日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、京田辺市立中学校における部活動を地域クラブ活動として充実させるため、京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱が制定されたことから、教育委員会に報告するものである。

京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱の概要

1 趣旨

京田辺市立中学校における部活動を地域クラブ活動として充実させるため、認定地域クラブ活動支援補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるもの。

2 補助対象団体

京田辺市教育委員会が認定した認定地域クラブのうち、京田辺市立中学校に在籍する生徒が5人以上所属するものを基本とする。

3 補助金額

次表に掲げる交付基準額又は休日の活動の実施に要した費用から参加費等の収入を控除した額のいずれか低い額。なお、予算を超過する場合又は国・京都府の補助額（各1/3）が予算を下回る場合は、減額又は不交付とする。

対象者数 指導者数	交付基準額 (単位：千円)			
	月4回活動	月3回活動	月2回活動	月1回活動
対象者27人以上 指導者3人以上	スポーツ：673 文化：691	スポーツ：550 文化：569	スポーツ：427 文化：446	スポーツ：305 文化：323
対象者13～26人 指導者2人以上	スポーツ：576 文化：596	スポーツ：475 文化：494	スポーツ：373 文化：393	スポーツ：272 文化：291
対象者5～12人 指導者1人以上	スポーツ：423 文化：443	スポーツ：356 文化：377	スポーツ：290 文化：311	スポーツ：224 文化：245

※対象者は、京田辺市立中学校に在籍する生徒

4 申請手続

補助金交付申請書に活動計画書、収支予算書、対象者（生徒）名簿等を添付して学校教育課へ提出

5 施行日

令和8年5月1日

京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、京田辺市立中学校における部活動を地域クラブ活動として充実させるため、京田辺市補助金等の交付に関する規則（平成2年京田辺市規則第19号）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、京田辺市教育委員会が別に定めるところにより認定した地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という。）であって、中学校（京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例（昭和39年京田辺市条例第7号）別表に規定する中学校をいう。以下同じ。）に在籍する生徒が5人以上所属するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、相当と認める認定地域クラブを補助対象団体とすることができる。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象団体の活動に要する経費のうち、人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費並びに委託費とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる補助基準額又は補助対象団体が休日の活動の実施に要した費用（補助対象経費に係るものに限る。）から参加費等の収入を控除した額のいずれか低い額とする。

2 補助対象団体の活動期間に1年未満の端数が生じる場合は、月割で計算した額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、こ

れを切り捨てるものとする。

- 3 市長は、前2項の規定により算定した金額の合計が当該年度の補助金の予算を超過する場合又は補助金に充当する特定財源がその予算を下回る場合は、補助金の額を減額し、又は交付しないことができる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 京田辺市教育委員会が別に定めるところにより通知した京田辺市認定地域クラブ活動認定通知書の写し
- (2) 活動計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 役員・指導者名簿（別記様式第2号）
- (5) 対象者（生徒）名簿（別記様式第3号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めたときは、京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助クラブ」という。）の請求に基づき、前条の規定により補助金の交付を決定した額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

- 2 補助クラブは、前項の規定による概算払により補助金の交付を受けようとするときは、京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付概算払請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助クラブは、当該年度の活動終了日から起算して30日を経過する日又は交付決定日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

に、京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金実績報告書（別記様式第6号）
に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、当該実績報告に係る書類の審査を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付確定通知書（別記様式第7号）により補助クラブに通知するものとする。ただし、補助金の確定額と交付決定額とに差異が生じない場合は、当該通知を省略することができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助クラブが次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 不正な手続により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 活動を中止したとき又は活動の続行が困難と認められるとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象者数 指導者数	補助基準額			
	月4回活動	月3回活動	月2回活動	月1回活動
1 対象者2 7人以上	スポーツ： 67万3,0	スポーツ： 55万円	スポーツ： 42万7,0	スポーツ： 30万5,0

指導者3人 以上	00円 文化： 69万1, 000円	文化： 56万9,0 00円	00円 文化： 44万6,0 00円	00円 文化： 32万3,0 00円
2 対象者1 3～26人 指導者2人 以上	スポーツ： 57万6, 000円 文化： 59万6, 000円	スポーツ： 47万5,0 00円 文化： 49万4,0 00円	スポーツ： 37万3,0 00円 文化： 39万3,0 00円	スポーツ： 27万2,0 00円 文化： 29万1,0 00円
3 対象者5 ～12人 指導者1人 以上	スポーツ： 42万3, 000円 文化： 44万3, 000円	スポーツ： 35万6,0 00円 文化： 37万7,0 00円	スポーツ： 29万円 文化： 31万1,0 00円	スポーツ： 22万4,0 00円 文化： 24万5,0 00円

備考

- 1 「対象者」とは、中学校に在籍する生徒をいう。
- 2 「スポーツ」とはスポーツ分野の認定地域クラブをいい、「文化」とは文化芸術分野の認定地域クラブをいう。
- 3 補助金の算定に当たっては、対象者数に応じた指導者数を配置しているかどうかで算定することとし、対象者が27人以上の場合であっても、指導者が2人のときは2の項の補助基準額を、指導者が1人のときは3の項の補助基準額を適用し、対象者が13人以上26人以下の場合であっても、同様とする。

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

所在地

団体名

代表者名

京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付申請書

京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 認定地域クラブ活動予定日数 日
- 3 添付書類
 - (1) 京田辺市認定地域クラブ活動認定通知書の写し
 - (2) 活動計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 役員・指導者名簿
 - (5) 対象者（生徒）名簿
 - (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号 (第5条関係)

役員・指導者名簿

1 役員名簿

No	役職名	氏名	住所	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

2 指導者名簿

No	氏名	住所	保有資格
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

様式第3号 (第5条関係)

対象者 (生徒) 名簿

No	生徒氏名	かな氏名	学年	在籍中学校	保護者氏名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

文書番号
年 月 日

様

京田辺市長



京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金について、京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 補助金交付決定額 金 円

年 月 日

（あて先）京田辺市長

所在地

団体名

代表者名

京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付概算払請求書

年 月 日付け文書番号で交付決定を受けた京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金について、京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 概算払請求額 金 円

3 補助金の振込先口座

金融機関名	銀行	本店
	信用金庫	支店
	農業協同組合	出張所
口座種別・口座番号	当座・普通	No.
(フリガナ) 口座名義		

年 月 日

（あて先）京田辺市長

所在地

団体名

代表者名

京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金実績報告書

年 月 日付け文書番号で交付決定を受けた京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金について、京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 実績額 金 円
- 2 完了年月日
- 3 添付書類
 - (1) 活動報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 領収書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類

文書番号

年 月 日

様

京田辺市長



京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付確定通知書

年 月 日付で申請のあった京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金については、京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 補助金確定額 金 円

報告第16号

社会教育の推進に係る京田辺市と同志社との連携について

社会教育の推進に係る京田辺市と同志社との連携について、報告する。

令和8年5月22日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、社会教育委員会議から提出された別紙文書について、報告するものである。

社会教育の推進に係る京田辺市と同志社との連携について

令和8年3月

京田辺市社会教育委員会議

はじめに

同志社大学と同志社女子大学（以下「同志社」といいます。）は、京田辺市に昭和61年（1986年）に開校されました。その後、平成17年（2005年）1月に京田辺市と同志社は相互に発展していくために「連携協力に関する協定」を締結しました。

協定の締結以降、教育、文化、福祉、地域産業、まちづくり等の分野で同志社と京田辺市は相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とし、様々な取組を行っています。

その様な中で社会教育の立場から、京田辺市と同志社とのこの良好な連携を継続し、発展させていきたいと考えています。

1 同志社と京田辺市の連携

同志社と京田辺市は連携協力に関する協定の締結後、相互に協力して事業を開催しています。

主な取組として、京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ、KDSC（京たなべ・同志社スポーツクラブ）の実施があります。

京たなべ・同志社ヒューマンカレッジは同志社に会場や講師の提供をいただき、受講者は大学の講義同様の環境で受講できる機会をいただいています。

また、KDSCの活動は、陸上・サッカーなどは同志社大学のグラウンドを会場に、体育会の監督や学生に指導していただいています。子どもだけでなく大人向けの教室も開催いただいています。KDSCの活動は、教室だけでなくその後サークル活動としても継続でき、同志社に講師、会場等の協力をいただいています。

令和6年度の京たなべ・同志社ヒューマンカレッジの京田辺市民受講者は213人、KDSCの開催する教室の参加人数は382人です。同志社に会場や講師等提供いただいているこれらの教室の参加人数は、京田辺市の人口の0.8%程度ですが、参加者に大変好評を得ています。

さらに、中央市民大学で同志社の先生に講師をしていただいたところ、受講生に分かりやすく講義していただくことができ大変好評でした。市民に専門的な講義を受講する機会を提供したことで、京田辺市での同志社の存在意義と市民の学習意欲を高めることにつながりました。

また、同志社女子大学の学生が主体となった取組として、まちづくり委員会と地域の音楽家たちとの商業施設での音楽イベント実施、留守家庭児童会に通う児童との手紙交換等が定期的に行われており、市民と学生との継続的なつながりが生まれています。

京田辺市では社会教育事業として小学校の放課後に体験学習を行う放課後子ども教室を行っていますが、学生サークル等に協力いただきダブルダッチやドッチビーの開催ができました。学生に参画いただいたことで、子どもが活気づき盛況に事業を行うことができました。

2 同志社と京田辺市との今後の関係について

同志社と京田辺市との社会教育の分野での連携協力を引き続き継続していきたいと、社会教育委員会議の思いを伝えさせていただきます。

(1) 地域に根差した大学へ

令和7年度京たなべ・同志社ヒューマンカレッジでは、同志社大学の学長と京田辺市長との対談が実施されました。その中で学長が「リカレント教育も大学が今後取り組むべき分野～人生の節目で学び直し、その後の人生を豊かにするための学びを、今後は大学が積極的に提供していくべき」とお話されていたとおり、市民へ学びの場の提供をより発展させていきたいと考えます。

学生と市民が協働して取り組む能動的な学びを取り入れるなど、学生と市民が共に学ぶ機会があれば世代間交流になり、学生と市民相互の学習意欲の向上につながるのではないかと考えます。また、市民が日常生活の中で思いついたときに、そこに探究の場があることは、市民の学びに対する意識を向上させることになると考えます。

(2) 学生の地域参画の推進

学生の地域行事への参画を進めていくとともに、幼稚園、小学校及び中学校の児童及び生徒に教える体験を継続的に行う機会を提供することで双方に深いつながりができるのではないかと考えます。

学生に地域に深く根差した活動をしてもらう機会を提供することで、京田辺市にある同志社に通って良かったと愛着を持ってもらえることが私たちの願いです。

学生が小学校や中学校も含め、地域と継続的に関わり続けるなど、子ども達にとって学生が身近な存在になるとともに、学生の立場からも京田辺市が身近な存在となれば好ましいと考えます。

また、学生が地域の行事に関わり、地域の課題解消や再構築に向けた取組を大学の授業や課外活動で実践することで、地域活動が縮小している実情も含め体感して欲しいと考えています。地域に関わり社会活動や研究の実践を行うことで、彼らが将来より大きな社会課題を解決し得る人材へと成長する地盤をつくることになると考えます。

おわりに

学生が地域で学び、市民と交流し、課題解決を図る活動を通して社会経験を積むことは、その後の人生の価値観や視野視点に大きな影響を与えます。学生が直接市民と触れ合い、課題を設定し、そこから対策を生み出し実践する等、単発のボランティア活動では得られない社会活動を行うことで、社会活動マインドの醸成に繋がれば良いと考えます。

そしてより多くの市民が、同志社の恩恵を感じ、地元の大学と認識できる関係を築いて行って欲しいと考えています。

また、京田辺市と同志社とが継続的に学生とこの地域が関わる機会を提供していくことで、学生たちが大学時代を過ごした京田辺市を生涯第2の故郷のように感じてもらえるとともに、市内の子どもたちが将来の大学生活に夢を持つようになれば光栄です。

議案第27号

京田辺市生涯学習推進協議会への諮問について

京田辺市生涯学習推進協議会へ別紙のとおり諮問したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月22日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の中間見直しについて、京田辺市生涯学習推進協議会へ諮問したいので、提案するものである。

京 教 社 第 号
令和 8 年 (2026 年) 6 月 日

京田辺市生涯学習推進協議会

会長 柳田 昌彦 様

京田辺市教育委員会

諮 問 書

京田辺市生涯学習推進本部設置要綱第 2 条第 2 項の規定に基づき、京田辺市生涯学習推進本部長より、別紙のとおり意見を求められましたので、次のことについてご審議いただきたく諮問いたします。

- 1 諮問事項 第 3 次京田辺市生涯学習推進基本計画の中間見直しについて

令和8年(2026年)5月18日

京田辺市教育委員会

教育長 山岡 弘高 様

京田辺市生涯学習推進本部

本部長 上 村



第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の中間見直しについて

第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の中間見直しをしたいので、京田辺市生涯学習推進本部設置要綱第2条第2項の規定に基づき、貴教育委員会の附属機関である京田辺市生涯学習推進協議会に意見を求めます。

(理由)

京田辺市では、令和4年に第3次京田辺市生涯学習推進基本計画を策定し、生涯学習についての市民意識が醸成されるよう様々な取組を進めてきました。

第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の計画期間は令和4年度から令和13年度までとしていますが、適正な進行管理、社会環境の変化、市民ニーズ等を考慮し、計画期間の中間年に当たる令和8年度に計画内容の見直しをすることとしているためです。

参考資料

○京田辺市生涯学習推進本部設置要綱

平成9年4月1日

教育委員会告示第22号

(設置)

第1条 京田辺市における生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、京田辺市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習の施策に係る基本方針の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に関すること。

2 前項各号に係る事項については、必要に応じて京田辺市生涯学習推進協議会の意見を求めるものとする。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部の事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名した順により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部の所掌事項の効率的な推進を図るため、本部の下に京田辺市生涯学習推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本部会議に付議すべき事案を調整するとともに、本部の決定した施策の実施及び運営に関し必要なこと。

(2) 各部局の生涯学習関連事業の連絡調整、情報の収集及び交換並びに資料の提出に関すること。

(3) その他本部長の指揮する事項

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会の事務を統括し、副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名した順により、その職務を代理する。

5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

6 幹事会は、所掌事項を円滑に遂行するため、必要に応じて幹事会の中に小委員会を設けることができる。

7 小委員会の委員は、幹事の中から選出する。

(生涯学習推進協力員)

第7条 本市における生涯学習を推進するため、生涯学習推進協力員(以下「協力員」という。)を置く。

2 協力員は、京田辺市まちづくり協議会事業補助金交付要綱(令和5年京田辺市告示第117号)第2条に規定するまちづくり協議会又は小学校区内の複数の区・自治会からの推薦により登録するものとする。

3 協力員は、次の活動を行う。

(1) 生涯学習事業の企画及び運営

(2) 生涯学習事業の情報提供

(3) その他生涯学習推進のための活動

4 本部は、協力員の活動推進を支援するものとする。

5 協力員の登録は、次の場合に取り消すものとする。

(1) 協力員からの申出があったとき。

(2) その他本部長が不相当と認めたとき。

(関係者の出席)

第8条 本部及び幹事会の会議は、必要に応じて本部及び幹事会の構成員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は助言を求めることができる。

(事務局)

第9条 本部及び幹事会の事務を処理するため、教育委員会事務局社会教育担当課に事務局を置く。

2 事務局長は、教育委員会事務局社会教育担当課長の職にある者がこれに充たる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、本部等の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長 公営企業管理者 理事
本部員	京田辺市経営戦略会議等に関する規程（令和8年京田辺市訓令第4号）第7条第2項に規定する部長会議構成員のうち、本部長及び副本部長を除く者

別表第2 (第6条関係)

幹事長	教育部長
副幹事長	企画調整室長 市民政策推進室長 教育総務室長
幹事	京田辺市経営戦略会議等に関する規程第9条第2項に規定する副部長会議構成員のうち、副幹事長を除く者

○京田辺市附属機関設置条例（抄）

平成26年3月28日

条例第1号

改正 平成29年6月28日条例第15号

平成30年3月28日条例第4号

平成31年3月27日条例第1号

令和4年3月31日条例第12号

（委員）

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表（第2条—第4条関係）（抄）

執行機関	名称	担当事務	人数	任期
教育委員会	京田辺市生涯学習推進協議会	次に掲げる事項を協議すること。 （1） 生涯学習の推進に当たって、京田辺市生涯学習推進本部長が提起した事項に関すること。 （2） 地域、職場及び団体等への生涯学習の普及及び啓発に関すること。 （3） その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。	15人以内	2年
	京田辺市就学相談委員会	次に掲げる事項 （1） 就学相談に必要な検査及び調査に関すること。 （2） 教育相談に関すること。	50人以内	2年

	<p>(3) 障害児の教育保障に係る啓発に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会、学校その他関係機関との連絡及び提携に関すること。</p> <p>(5) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。</p>		
--	---	--	--

議案第28号

議案（京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例の一部改正について）に対する意見について

議案（京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例の一部改正について）に対する市長からの意見聴取について、別紙のとおり回答したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月22日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

（提案理由）

本件は、議案（京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例の一部改正について）に対する市長からの意見聴取について、審議結果を回答するため提案するものである。



令和8年（2026年）5月 日

京田辺市長 上 村 崇 様

京田辺市教育委員会
〔 公 印 省 略 〕

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例の一部を
改正する条例（案）に対する意見聴取について（回答）

令和8年4月24日付けで意見聴取のありました標記の件について、下記のと
おり回答します。

記

意見はありません。



令和8年(2026年)4月24日

京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上 村 崇
〔 公 印 省 略 〕

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例の一部を
改正する条例(案)に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条
の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

京田辺市条例第 号

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例（令和6年京田辺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京田辺市地域クラブ活動推進協議会設置条例

第1条中「地域移行に」を「地域展開に」に、「京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会」を「京田辺市地域クラブ活動推進協議会」に改める。

第2条第1号中「地域移行」を「地域展開」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命されている委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。

（任期の特例）

- 3 この条例の施行後、初めて委嘱され、又は任命される委員の任期は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から令和10年6月30日までとする。

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由 名称等の変更
<p>京田辺市地域クラブ活動推進協議会設置条例 (設置)</p> <p>第1条 学校と地域との連携・協働による学校部活動の地域展開に向けた取組及び地域クラブ活動の在り方について検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に京田辺市地域クラブ活動推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。</p> <p>(1) 学校部活動の地域展開の推進に関すること。</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>	<p>京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例 (設置)</p> <p>第1条 学校と地域との連携・協働による学校部活動の地域移行に向けた取組及び地域クラブ活動の在り方について検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。</p> <p>(1) 学校部活動の地域移行の推進に関すること。</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>	

議案第29号

学校評議員の委嘱について

京田辺市立小学校及び中学校の学校評議員の設置に関する要綱（平成14年京田辺市教育委員会告示第5号）第2条の規定により、学校評議員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月22日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立小学校及び中学校の学校評議員の任期が令和8年3月31日付で満了となったため、別紙の者を学校評議員に委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和8年5月22日から令和9年3月31日まで。

別紙

新たに委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学校評議員	吉永美智江	大住小学校
学校評議員	吉村尊成	大住小学校
学校評議員	田村信夫	大住小学校
学校評議員	藤本宣成	大住小学校
学校評議員	北川一美	田辺小学校
学校評議員	木下敏巳	田辺小学校
学校評議員	久下視紀子	田辺小学校
学校評議員	奥西嘉一	草内小学校
学校評議員	内藤康夫	草内小学校
学校評議員	仲井和好	草内小学校
学校評議員	柳田正廣	草内小学校
学校評議員	森島治子	三山木小学校
学校評議員	藤井重博	三山木小学校
学校評議員	木元幸恵	三山木小学校
学校評議員	森美由紀	三山木小学校

学校評議員	塚原節子	三山木小学校
学校評議員	野崎啓子	田辺東小学校
学校評議員	庫本幹夫	田辺東小学校
学校評議員	高谷清代美	田辺東小学校
学校評議員	島谷千織	松井ヶ丘小学校
学校評議員	北山香織	松井ヶ丘小学校
学校評議員	古川利明	松井ヶ丘小学校
学校評議員	永松鶴雄	薪小学校
学校評議員	沖田勝進	薪小学校
学校評議員	山本徳三	薪小学校
学校評議員	田中正次	薪小学校
学校評議員	柳生静慶	桃園小学校
学校評議員	松原真理子	桃園小学校
学校評議員	瀬尾享弘	桃園小学校
学校評議員	加藤伸二	田辺中学校
学校評議員	西田和史	田辺中学校

学校評議員	田宮知加子	田辺中学校
学校評議員	西川豊	田辺中学校
学校評議員	姫路桂子	大住中学校
学校評議員	大釜照平	大住中学校
学校評議員	田村信夫	大住中学校
学校評議員	岩井真澄	大住中学校
学校評議員	松井雅彦	大住中学校
学校評議員	佐藤りん	培良中学校

参考資料

学校評議員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命 の別	新任・再任 の別	備考
吉永 美智江	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	大住 小学校
吉村 尊成	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	大住 小学校
田村 信夫	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	大住 小学校
藤本 宣成	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	大住 小学校
北川 一美	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	田辺 小学校
木下 敏巳	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	田辺 小学校
久下 視紀子	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	田辺 小学校
奥西 嘉一	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	草内 小学校
内藤 康夫	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	草内 小学校
仲井 和好	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	草内 小学校
柳田 正廣	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	草内 小学校
森島 治子	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	三山木 小学校
藤井 重博	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	三山木 小学校
木元 幸恵	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	三山木 小学校
森 美由紀	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	三山木 小学校
塚原 節子	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	新任	三山木 小学校

野崎 啓子	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	田辺東 小学校
庫本 幹夫	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	田辺東 小学校
高谷 清代美	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	田辺東 小学校
島谷 千織	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	松井ヶ丘 小学校
北山 香織	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	松井ヶ丘 小学校
古川 利明	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	松井ヶ丘 小学校
永松 鶴雄	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	薪小学校
沖田 勝進	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	薪小学校
山本 徳三	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	新任	薪小学校
田中 正次	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	薪小学校
柳生 静慶	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	桃園 小学校
松原 真理子	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	桃園 小学校
瀬尾 享弘	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	桃園 小学校
加藤 伸二	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	田辺 中学校
西田 和史	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	田辺 中学校
田宮 知加子	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	田辺 中学校
西川 豊	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	田辺 中学校
姫路 桂子	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	大住 中学校
大釜 照平	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	大住 中学校

田村 信夫	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	大住 中学校
岩井 真澄	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	大住 中学校
松井 雅彦	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	大住 中学校
佐藤 りん	学校長推薦	R8.5.22～ R9.3.31	委嘱	再任	培良 中学校

○京田辺市立小学校及び中学校の学校評議員の設置に関する要綱

平成14年3月28日

教育委員会告示第5号

改正 平成23年5月24日教委告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域や社会に開かれた学校づくりの推進を図るため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第49条及び京田辺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和58年京田辺市教育委員会規則第1号）第14条の2の規定に基づき、京田辺市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）における学校評議員の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 学校評議員は、学校ごとに5人以内とし、当該学校の教職員並びに教育委員及び教育委員会事務局職員以外の者で、当該学校の校区に在住し、又は勤務し、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、当該学校長（以下「校長」という。）の推薦により教育委員会が委嘱する。

(任期等)

第3条 学校評議員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までを原則とする。ただし、新年度の学校評議員が委嘱されるまでの間、前年度の学校評議員が職務を代行することができる。

2 教育委員会は、学校評議員の辞任の申出その他特別の事情があると認めるときは、校長の具申により学校評議員を解嘱することができる。なお、必要がある場合は、学校評議員を補充することができ、任期は前任者の残任期間とする。

(学校評議員の職務)

第4条 学校評議員は、学校、家庭、地域の連携及び協力を推進する立場から、校長の学校運営に関する自らの権限と責任に属する事項について、校長の求めに応じ、意見を述べることができる。

2 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い

た後もまた同様とする。

(校長の役割)

第5条 校長は、学校評議員全員が集まる会議を年に1回以上開催する。

2 校長は、必要に応じて学校評議員から個別に意見を聴取するとともに、学校評議員が複数又は全員集まる会議を開催することができる。

3 その他学校評議員の会議の運営について必要な事項は、校長が定める。

(給付)

第6条 学校評議員には、給与その他の給付を支給しない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月24日教委告示第2号)

この告示は、平成23年5月24日から施行する。

議案第30号

京田辺市就学相談委員会委員の委嘱等について

京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第4条の規定により、京田辺市就学相談委員会委員を委嘱・任命したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月22日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市就学相談委員会委員のうち、辞職の願いがあった委員について辞職を承認するとともに、選任要件を満たさなくなった委員とあわせて、それらの後任委員として別紙の者を委嘱・任命したいので、提案するものである。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

別紙

選任要件を満たさなくなった委員

委員区分	氏名	備考
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	上原 正章	草内小学校長
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	尾崎 耕平	薪小学校教頭
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	福田 あけみ	大住小学校教諭
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	杉本 仁美	草内小学校教諭
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	松村 英朗	三山木小学校教諭
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	杉山 世津子	田辺東小学校教諭
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	柴田 結可子	松井ヶ丘小学校教諭
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	眞部 容一	薪小学校講師
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	美濃部 美紀	桃園小学校教諭
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	東地井 弓子	田辺中学校教諭
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	吉村 彩加	大住中学校教諭
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	三好 有紀	培良中学校教諭
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	浅川 美智子	田辺幼稚園長
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	田中 知子	草内幼稚園長
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	高倉 恭子	三山木幼稚園長

市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	眞下 佐織	薪幼稚園長
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	村井 佳代	草内保育所長
児童福祉施設の職員	宮本 明美	田辺児童館館長
児童福祉施設の職員	漆畑 乃梨英	田辺児童館 発達相談指導員
その他教育委員会が 必要と認める者	杉田 智恵美	京田辺市PTA連絡 協議会
関係行政機関の職員	中村 知雄	京都府立こども発達 支援センター
関係行政機関の職員	高橋 美貴	京都府立井手 やまぶき支援学校

辞職を承認する者

委員区分	氏名	備考
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	前田 恵美	三山木小学校養護教諭
市立幼稚園、小学校 及び中学校の教職員	村瀬 睦	培良中学校養護教諭

新たに委嘱等する者

委員区分	氏名	備考
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	北村 忠浩	培良中学校長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	原 健一郎	田辺東小学校教頭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	高木 悠美子	大住小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	系山 梨絵	三山木小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	鈴木 尚美	田辺東小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	更井 富子	田辺東小学校講師
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	中島 明美	桃園小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	宮田 勝	田辺中学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	中岡 知子	大住中学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	眞部 容一	培良中学校講師
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	松井 美穂	桃園小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	山下 潤子	田辺中学校養護教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	高倉 恭子	草内幼稚園園長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	田中 知子	三山木幼稚園園長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	浅川 美智子	薪幼稚園園長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	眞下 佐織	草内保育所長

関係行政機関の職員	鬼頭 敦子	子育て支援課担当課長
関係行政機関の職員	漆畑 乃梨英	子育て支援課 発達相談指導員
その他教育委員会が 必要と認める者	山住 茉緒	京田辺市PTA連絡 協議会
関係行政機関の職員	遠藤 みき	京都府立こども発達 支援センター
関係行政機関の職員	荒木 誠弘	京都府立井手 やまぶき支援学校

参考資料

京田辺市就学相談委員会 委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
佐々木 みゆき	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			校長会 会長推薦
草野 謙太郎	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			校長会 会長推薦
北村 忠浩	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R8.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	校長会 会長推薦
原 健一郎	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R8.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	教頭会 会長推薦
高木 悠美子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R8.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
玉城 裕美子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			学校長 推薦
後藤 裕美	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			学校長 推薦
西澤 洋子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			学校長 推薦
福岡 みどり	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			学校長 推薦
系山 梨絵	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R8.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
岡田 友美	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			学校長 推薦
野中 真樹子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			学校長 推薦
鈴木 尚美	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R8.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
更井 富子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R8.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
松田 京子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			学校長 推薦

横山 恵理子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			学校長 推薦
中島 明美	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R8.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
江澤 愛	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			学校長 推薦
宮田 勝	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R8.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
西村 美穂	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			学校長 推薦
中岡 知子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R8.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
中谷 恵子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			学校長 推薦
橋本 昌子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			学校長 推薦
眞部 容一	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R8.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
松井 美穂	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R8.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
山下 潤子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R8.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
高倉 恭子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R8.4.1～ R9.3.31	任命	新任	幼稚園 園長
田中 知子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R8.4.1～ R9.3.31	任命	新任	幼稚園 園長
加藤 恵里佳	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			幼稚園 園長
浅川 美智子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R8.4.1～ R9.3.31	任命	新任	幼稚園 園長
上出 真理子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			幼稚園 園長
井内 多美	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			こども園 園長
吉川 明子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			こども園 園長

眞下 佐織	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R8.4.1～ R9.3.31	任命	新任	保育所 所長
武藤 伸子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31			保育所 所長
鬼頭 敦子	関係行政機関の職員	R8.4.1～ R9.3.31	任命	新任	子育て支援 課推薦
吉村 千恵	関係行政機関の職員	R7.4.1～ R9.3.31			子育て支援 課推薦
漆畑 乃梨英	関係行政機関の職員	R8.4.1～ R9.3.31	任命	新任	子育て支援 課推薦
山住 茉緒	その他教育委員会 が必要と認める者	R8.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	市PTA連 絡協議会 推薦
畠田 くるみ	その他教育委員会 が必要と認める者	R7.4.1～ R9.3.31			民生児童 委員協議会 推薦
山田 栄治	医師	R7.4.1～ R9.3.31			京田辺 医師会 推薦
青山 三智子	関係行政機関の職員	R7.4.1～ R9.3.31			こども発達 支援センター 推薦
遠藤 みき	関係行政機関の職員	R8.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	こども発達 支援センター 推薦
荒木 誠弘	関係行政機関の職員	R8.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	特別支援 学校推薦

○京田辺市附属機関設置条例

平成26年3月28日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関が相当と認める者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(京田辺市立社会福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 京田辺市立社会福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成5年京田辺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(京田辺市立老人福祉施設設置条例の一部改正)

- 3 京田辺市立老人福祉施設設置条例（昭和50年京田辺市条例第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(京田辺市立隣保館設置条例の一部改正)

- 4 京田辺市立隣保館設置条例（昭和36年京田辺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(京田辺市休日応急診療所設置、管理及び使用条例の一部改正)

- 5 京田辺市休日応急診療所設置、管理及び使用条例（昭和56年京田辺市条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(京田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

- 6 京田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和50年京田辺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(京田辺市環境衛生センター設置条例の一部改正)

- 7 京田辺市環境衛生センター設置条例（昭和53年京田辺市条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(京田辺市都市公園条例の一部改正)

- 8 京田辺市都市公園条例（昭和52年京田辺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(京田辺市一町田多目的運動広場設置条例の一部改正)

- 9 京田辺市一町田多目的運動広場設置条例(平成20年京田辺市条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(京田辺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 10 京田辺市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年京田辺市条例第19号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(経過措置)

- 11 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に存する合議体で別表に掲げる附属機関又は附則第2項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例に規定する審議会、委員会その他の機関に相当するもの(以下「旧審議会等」という。)が現に行っている調査、審査その他の手続は、それぞれ同表に掲げる附属機関又は附則第2項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例に規定する審議会、委員会その他の機関(以下「新附属機関」という。)が行う調査、審査その他の手続とみなす。

(委員の任期の特例)

- 12 この条例の施行の際現に従前の旧審議会等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる任期又は附則第2項から第10項までの規定による改正後のそれぞれの条例に規定する任期にかかわらず、施行日における従前の旧審議会等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

附 則 (平成29年6月28日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の京田辺市附属機関設置条例別表に掲げる附属機関

(以下「旧附属機関」という。)が現に行っている調査、審査その他の手続は、それぞれこの条例による改正後の京田辺市附属機関設置条例別表に掲げる附属機関(以下「新附属機関」という。)が行う調査、審査その他の手続とみなす。

(委員の任期の特例)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の際現に旧附属機関の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる任期にかかわらず、施行日における旧附属機関の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

附 則(平成31年3月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日条例第12号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年12月19日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条—第4条関係)

執行機関	名称	担当事務	人数	任期
市長	京田辺市健康づくり推進協議会	次に掲げる事項を協議し、市長に意見を述べること。 (1) 総合的な健康づくり等の計画の策定及び進行管理等に関すること。 (2) 食育に関すること。 (3) その他市民の健康づくりに関すること。	15人以内	2年
	京田辺市行政改革推進委員会	京田辺市の行政改革について必要な事項を調査審議し、市長に意見を述べる	8人以内	2年

	こと。		
京田辺市予防接種健康被害調査委員会	次に掲げる事項 (1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき実施した予防接種による健康被害発生に際し、医学的な見地から行う調査に關すること。 (2) 疾病の状況及び診療内容に關する資料の収集に關すること。 (3) その他予防接種健康被害発生に伴う必要な事項に關すること。	5人以内	3年
京田辺市農業振興協議会	次に掲げる事項について協議し、及び審議すること。 (1) 米穀の生産調整に關すること。 (2) 農業振興地域の整備に關すること。 (3) 地域農政及び農地の流動化の推進に關すること。 (4) 農業構造の改善に關すること。 (5) その他農業振興に關する重要な事項に關すること。	20人以内	3年
京田辺市老人ホーム入所判定委員会	次に掲げる事項 (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項に規定する老人ホーム（同法第5条の3に規定する老人福祉施設のうち、養護老人ホームをいう。以下この欄にお	12人以内	2年

	<p>いて同じ。)への入所措置の要否の判定審査に關すること。</p> <p>(2) 老人ホームの入所者の入所継続の要否の判定審査に關すること。</p>		
京田辺市高齢者保健福祉計画委員会	<p>次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。</p> <p>(1) 京田辺市高齢者保健福祉計画の進行管理及び次期計画の作成に關すること。</p> <p>(2) その他高齢者保健福祉に關すること。</p>	15人以内	3年
京田辺市公共事業再評価審査委員会	<p>次に掲げる事項</p> <p>(1) 再評価の対象事業に關し、市長が作成した対応方針案について審査を行い、市長に意見を述べること。</p> <p>(2) 委員会の意見を受けて市長が決定した方針について、報告を受けること。</p>	7人以内	2年
京田辺市地域包括支援センター運営協議会	<p>次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べること。</p> <p>(1) 地域包括支援センター(以下この欄において「センター」という。)の設置等に關する次に掲げる事項に關すること。</p> <p>ア センターの担当する圏域に關すること。</p> <p>イ センターの設置、変更及び廃止に關すること。</p>	10人以内	3年

	<p>ウ センター職員の配置に関する こと。</p> <p>エ 包括的支援事業の法人への委託 又は包括的支援事業を委託する法 人の変更に関すること。</p> <p>オ 包括的支援事業の実施の委託を 受けた法人による予防給付に係る 事業の実施に関すること。</p> <p>カ センターが介護予防支援事業を 委託できる居宅介護支援事業所の 選定及び変更に関すること。</p> <p>(2) センターの運営に関するこ と。</p> <p>(3) 地域密着型サービス事業所の 指定等に関すること。</p> <p>(4) その他協議会において必要と 認める事項に関すること。</p>		
京田辺市要保護 児童対策地域協 議会	<p>要保護児童（児童福祉法（昭和22年 法律第164号）第6条の3第8項に 規定する要保護児童をいい、同法第3 1条第4項に規定する延長者及び同法 第33条第19項に規定する保護延長 者を含む。）若しくは要支援児童（同 法第6条の3第5項に規定する要支援 児童をいう。）及びその保護者又は特 定妊婦（同項に規定する特定妊婦をい う。）（以下この欄においてこれらを 「要保護児童等」という。）への援助 のために必要な情報交換、要保護児童 等に対する支援の内容に関する協議を</p>	20人 以内	2年

	<p>行うほか、次に掲げる事項</p> <p>(1) 児童虐待に関する広報及び啓発の推進に関すること。</p> <p>(2) その他協議会において必要と認める事項に関すること。</p>		
京田辺市障害者基本計画等策定委員会	<p>次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。</p> <p>(1) 京田辺市障害者基本計画の策定に関すること。</p> <p>(2) 京田辺市障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。</p> <p>(3) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。</p>	20人以内	3年
京田辺市地域公共交通会議	<p>次に掲げる事項について協議すること。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金に関すること。</p> <p>(2) その他交通会議が必要と認める事項に関すること。</p>	11人以内	1年
京田辺市地域福祉計画策定委員会	<p>次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。</p> <p>(1) 京田辺市地域福祉計画の策定及び実施に関すること。</p> <p>(2) その他地域福祉施策等に関すること。</p>	15人以内	1年
地球温暖化対策実行計画推進委員会	<p>次に掲げる事項について協議すること。</p> <p>(1) 京田辺市地球温暖化対策実行</p>	18人以内	2年

		<p>計画（区域施策編）（以下この欄において「実行計画」という。）の策定に関すること。</p> <p>(2) 実行計画の実施に関すること。</p> <p>(3) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。</p>		
	京田辺市社会福祉法人設立認可及び施設整備審査会	<p>次に掲げる事項</p> <p>(1) 本市区域内に主たる事務所を置き、その行う事業が本市の区域を越えない社会福祉法人（以下この欄において「法人」という。）の設立要件の審査に関すること。</p> <p>(2) 社会福祉施設等の整備（以下この欄において「施設整備」という。）に伴う審査（既設法人の施設整備を含む。）に関すること。</p> <p>(3) 法人に対する行政処分についての審査に関すること。</p>	10人以内	2年
教育委員会	京田辺市生涯学習推進協議会	<p>次に掲げる事項を協議すること。</p> <p>(1) 生涯学習の推進に当たって、京田辺市生涯学習推進本部長が提起した事項に関すること。</p> <p>(2) 地域、職場及び団体等への生涯学習の普及及び啓発に関すること。</p> <p>(3) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。</p>	15人以内	2年
	京田辺市就学相	次に掲げる事項	50人	2年

談委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学相談に必要な検査及び調査に関すること。 (2) 教育相談に関すること。 (3) 障害児の教育保障に係る啓発に関すること。 (4) 教育委員会、学校その他関係機関との連絡及び提携に関すること。 (5) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。 	以内	
------	--	----	--

○京田辺市就学相談委員会規則

平成11年3月25日

教育委員会規則第1号

京田辺市適正就学指導委員会規則（平成9年京田辺市教育委員会規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第7条の規定に基づき、京田辺市就学相談委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の構成）

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- （1） 医師
- （2） 学識経験のある者
- （3） 市立幼稚園、こども園、小学校及び中学校の教職員
- （4） 児童福祉施設の職員
- （5） 関係行政機関の職員
- （6） その他教育委員会が必要と認める者

（会長、副会長及び庶務）

第3条 委員会に会長、副会長2名及び庶務若干名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代理する。
- 4 庶務は、会計その他の委員会の庶務を行う。

（部会）

第4条 委員会に次に掲げる部会を置く。

- （1） 検査調査部会
- （2） 教育相談部会
- （3） 啓発活動部会

2 部会は、会長の命を受け、担当事務における専門的事項に関する事業を行う。

3 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

(会議の招集)

第5条 委員会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する副会長が在任しないときの委員会は、教育長が招集する。

2 部会は、部会長が必要に応じてその都度招集する。

(会議の開催時期)

第6条 委員会は、学期ごとに1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、その都度開催することができる。

(顧問)

第7条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、第2条各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局こども・学校サポート室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日教委規則第6号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月15日教委規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月17日教委規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月15日教委規則第2号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第31号

京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会委員の委嘱等
について

京田辺市立小学校及び中学校ハラスメントの防止に関する要綱(平成22年京田辺市教育委員会告示第6号)第7条第3項の規定により、京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会委員について、別紙のとおり委嘱・任命したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月22日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会委員のうち、選任要件を満たさなくなった委員について、その後任委員として、別紙の者を委嘱・任命したいので、提案するものである。

別紙

選任要件を満たさなくなった者

委員区分	氏名	備考
教育部長	櫛田 浩子	
教育指導監	片山 義弘	
教育総務室長	古谷 隆之	
学校教育課長	田原 暁	
京田辺市立小中学校長会の代表	北村 忠浩	校長会長
京田辺市立小中学校教頭会の代表	澤田 昌宏	教頭会長
その他京田辺市教育委員会が指名する者	河村 春奈	

新たに委嘱・任命する者

委員区分	氏名	備考
教育部長	古谷 隆之	
教育指導監	芹澤 雄一	
教育総務室長	栗山 志津代	
学校教育課長	村山 茂	
京田辺市立小中学校長会の代表	木崎 房	校長会長
京田辺市立小中学校教頭会の代表	勝又 靖志	教頭会長
その他京田辺市教育委員会が指名する者	井波 公香	

参考資料

京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会 委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
古谷 隆之	教育部長	—	任命	新任	
芹澤 雄一	教育指導監	—	任命	新任	
栗山 志津代	教育総務室長	—	任命	新任	
村山 茂	学校教育課長	—	任命	新任	相談員
南部 智彦	こども・学校サポート室 総括指導主事	—			
木崎 房	京田辺市立小中学校校長会の代表	—	委嘱	新任	
勝又 靖志	京田辺市立小中学校教頭会の代表	—	委嘱	新任	
井波 公香	その他京田辺市教育委員会 が指名する者	—	任命	新任	相談員 教育総務室 主任

○京田辺市立小学校及び中学校ハラスメントの防止に関する要綱

平成22年8月25日

教育委員会告示第6号

(目的)

第1条 この告示は、京田辺市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）がセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントを引き起こすことによる、児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の心身に対する悪影響、京田辺市の教育に対する市民の不信、職員の勤務環境及び児童生徒の学習環境（以下「勤務・学習環境」という。）が害されること等の事態の発生を未然に防ぐとともに、万一、このことが発生した場合においては、適切に対応することによってその行為を制止し、信頼される教育行政の確保、職員及び児童生徒の利益の保護並びに職員の十分な勤務能率の発揮に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの総称をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の職員や児童生徒を不快にさせる性的な言動（性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。）をいう。
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント
ア 職員が妊娠等をしたこと（妊娠したこと、出産したこと又は妊娠若しくは出産に起因する症状（つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全等、妊娠又は出産をしたことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。）により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したことをいう。以下同じ。）又は不妊治療を受けること

に関して当該職員の勤務環境を害するような言動をいう。

イ 職員の制度等の利用（別表第1に掲げる制度又は措置の利用をいう。

以下同じ。）に関して当該職員の勤務環境を害するような言動をいう。

(4) パワー・ハラスメント 職務上の権限や地位等を背景に、業務や指導などの適正な範囲を超えて、他の職員や児童生徒に対し精神的・肉体的苦痛を与える言動をいう。

(5) ハラスメントへの対応 ハラスメントに対する拒否、抗議、苦情の申出等の行為をいう。

(6) ハラスメントに起因する問題

ア ハラスメントのため勤務・学習環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること又は児童生徒が心身に被害を被ることをいう。

イ 職員が妊娠等をしたこと、不妊治療を受けること又は制度等の利用の請求等をしたい旨を上司に相談したこと、制度等の利用の請求等をしたこと若しくは制度等の利用をしたことにより勤務条件につき不利益を受けることを示唆されることをいう。

ウ 職員の制度等の利用の請求等又は制度等の利用が阻害されることをいう。

エ 職員が妊娠等をしたこと、不妊治療を受けること又は制度等の利用をしたことにより、当該職員の能力の発揮や継続的な勤務に重大な影響が生じる等、勤務する上で看過できない程度に、繰り返し若しくは継続的に、嫌がらせ的な言動を受けること、業務に従事させられないこと又は専ら雑務に従事させられることをいう。

(7) 勤務・学習環境が害されること 職員や児童生徒が直接又は間接的にハラスメントを受けることにより、職務に専念することができなくなる等公務能率が損なわれ、又は学校にいることや学校に行くことに苦痛を感じる等、学習意欲や登校意欲が損なわれることをいう。

(8) 勤務条件につき不利益を受けること 昇任、配置換等の任用上の取扱いや昇格、昇給、勤勉手当等の給与上の取扱い等に関し不利益を受ける

ことをいう。

(校長の責務)

第3条 校長は、職員がその能力を十分に発揮でき、児童生徒が安心して学習・生活を行える勤務・学習環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

2 校長は、ハラスメントに起因する問題が学校に生じていないか又はそのおそれがないか、勤務・学習環境に十分な注意を払わなければならない。

3 校長は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ的確に講じなければならない。この場合において、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員及び児童生徒が学校において不利益を受けることがないよう、また、同僚等から誹謗や中傷などを受けることがないよう配慮しなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、次の各号に定めるところに従い、常にハラスメントに対する認識を持ち、ハラスメントをしないように注意しなければならない。

(1) ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項 ハラスメントをなくすためには、意識や心構えが重要であることから、職員は常にこれらの認識をしておく必要があり、具体的には別表第2に掲げるような認識を持つこと。

(2) 職場の構成員として良好な勤務・学習環境を確保するために認識すべき事項 学校は一般の職場環境と異なり、児童生徒の教育の場であることに注意する必要があること。勤務・学習環境はその構成員である職員の協力の下に形成される部分が多いことから、ハラスメントにより勤務・学習環境が害され、ひいては教育の場として望ましくない状況が生じることを防ぐため、職員は、別表第3に掲げる事項について、配慮するよう努めること。

(3) ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる事項 職員は、自らがハラスメントを受けた場合又は他の職員や児童生徒

がハラスメントを受けたことを認知した場合は、被害を深刻にしないため、別表第4の事項について認識しておくとともに、別表第5のような行動をとるよう努めること。

(4) 懲戒処分 ハラスメントの態様等によっては信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行等に該当して、懲戒処分に付されること。

2 教頭は、良好な勤務・学習環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(研修等)

第5条 校長は、ハラスメントの防止等を図るため、所属職員に対し、必要な研修等を実施するよう努めなければならない。

2 京田辺市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、新たに校長及び教頭となった職員に対し、ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。

3 教育長は、前項に定めるもののほか、自ら実施することが適当と認められるハラスメントの防止等のために必要な研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

(苦情相談への対応)

第6条 京田辺市教育委員会は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）がなされた場合に対応するため、次のとおり、苦情相談窓口を設置する。

(1) 苦情相談窓口 学校教育課内

(2) 苦情相談に対応する者（以下「相談員」という。） 教育長が指名する職員

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係を調査し、及び確認するとともに、当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、人事院指針（セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針又は妊娠、出産、育児又は介護に関するハラ

メントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針)に十分注意しなければならない。

- 3 苦情相談窓口においては、ハラスメントによる直接の被害者だけでなく、次に掲げる職員、児童生徒及び保護者からの苦情相談にも応じるものとする。
 - (1) 他の職員や児童生徒がハラスメントを受けているのを見て不快に感じる職員や児童生徒、保護者からの苦情の申出
 - (2) 他の職員や児童生徒にハラスメントをしている旨の指摘を受けた職員からの相談
 - (3) ハラスメントに関する相談を受けた校長等からの相談
- 4 苦情又は相談に対応した相談員は、苦情・相談記録簿(別記様式)により、その内容を記録するものとする。
- 5 相談員は、苦情相談に係る事案の内容又は状況から判断して必要と認めるときは、次条に規定する京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会にその処理を依頼するものとする。

(京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会の設置)

第7条 ハラスメントに関する苦情相談に対し適正かつ効果的に対応するため、京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会はハラスメントに関する苦情相談のうち、前条第5項の規定によりその処理を依頼された事案について事実関係を調査し、その対応措置を審議し、及び必要な指導助言を行うものとする。
- 3 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、京田辺市教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 教育部長
 - (2) 教育指導監
 - (3) 教育総務室長
 - (4) 学校教育課長
 - (5) こども・学校サポート室総括指導主事
 - (6) 京田辺市立小中学校長会の代表

- (7) 京田辺市立小中学校教頭会の代表
- (8) その他京田辺市教育委員会が指名する者
- 4 委員会に委員長を置き、教育部長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 委員会の庶務は、学校教育課において行う。

(プライバシーの保護等)

第8条 苦情相談処理に当たっては、関係者のプライバシーの保護に努め、苦情相談を行った者が苦情相談を行ったことにより不利益を被らないよう注意しなければならない。

附 則

この告示は、平成22年8月25日から施行する。

附 則 (平成26年1月31日教委告示第1号)

この告示は、平成26年1月31日から施行する。

附 則 (平成27年8月1日教委告示第4号)

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月13日教委告示第1号)

この告示は、平成29年2月13日から施行する。

附 則 (令和3年12月28日教委告示第6号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月15日教委告示第3号)

この告示は、令和6年3月15日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用	危険有害業務の就業制限 深夜勤務・時間外勤務の制限 妊産婦健康診査休暇 業務軽減 妊婦の休息时间
---------------------	--

	妊婦の通勤緩和 産前休暇 産後休暇 配偶者の出産休暇 妊娠障害休暇
育児に関する制度又は措置の利 用	育児休業 部分休業 育児短時間勤務 育児時間 深夜勤務の制限 時間外労働の免除又は制限 男性育児休暇 子育てを行う教職員の休暇
介護に関する制度又は措置の利 用	介護休暇 介護時間 深夜勤務の制限 時間外労働の免除又は制限 短期介護休暇 介護欠勤

別表第2（第4条関係）

認識事 項	具体的内容
意識	1 お互いの人格を尊重しあうこと。 2 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。 3 異性を劣った性として見る意識をなくすこと。 4 お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。（職員の場合）
心構え	1 職員間のハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。 児童生徒など職員がその職務に従事する際に接することとなる職

員以外の者との関係にも十分注意する必要がある。

- 2 職場におけるハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

例えば、対職員であれば歓送迎会、対児童生徒であれば部活動の対外試合中等、学校以外の場において、職員が他の職員又は児童生徒に対してハラスメントを行うことは、学校における人間関係を損ない、勤務・学習環境を害するおそれがあることから、場所及び時間にかかわらず注意することが必要である。

- 3 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。

(1) 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。

(2) 不快に感じるか否かには個人差があること。

(3) この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。

(4) 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思いこみをしないこと。

- 4 職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないために、妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動（他の職員の妊娠、出産、育児又は介護の否定につながる言動（当該職員に直接行わない言動も含まれる。）をいい、単なる自らの意思の表明を除く。）は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの原因や背景となることについて十分認識すること。

- 5 業務と関係ない、又は業務や指導などの適正な範囲を超えた言動は、パワー・ハラスメントになりうるという認識を持つこと。

(1) 周辺の物を投げたり蹴ったりしたり、大声で激しく注意したり、私的なことを命じたり、無視することなどは、パワー・ハラスメントに当たる場合がある。

(2) 児童生徒へのパワー・ハラスメントになっていないか、児童生徒の人格や尊厳を大切にされた指導ができているかどうかという観点から職員が日常的に自己点検し、改善に取り組む必要があること。

6 部活動の指導者として、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであるとともに、殴る蹴る等の行為はもちろんのこと、次のような言動も許されないことを認識すること。

(1) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い、又は限度を超えた肉体的、精神的負荷を課すること。

(2) 脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行うこと。

(3) セクシャル・ハラスメントと判断される発言や行為を行うこと。(これに該当しなくとも、指導に当たっての身体接触は、社会通念等から見て不必要なものは避け、必要性、適切さに留意することが必要であること。)

(4) 身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱し、又は否定するような)な発言を行うこと。

(5) 特定の生徒に対してだけ執拗に指導を集中し、又は肉体的、精神的負担を与えること。

7 相手が拒否し、又は嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。

8 ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

ハラスメントを受けた者が、職場の人間関係、教師と児童生徒との立場の違い等から拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。

別表第3 (第4条関係)

配慮事項	説明等
学校内のハラスメントについて問題提	職場におけるミーティングを活用

<p>起する職員、児童生徒をいわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題やその職員の指導方針として片づけないこと。</p>	<p>することなどにより解決することができる問題については問題提起を契機として、良好な勤務・学習環境の確保のために皆で取り組むことを日頃から心がけることが必要である。</p>
<p>学校からハラスメントに関する問題の加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。具体的には、次の事項について十分注意して必要な行動をとること。</p> <p>(1) ハラスメントが見受けられる場合は、職場の同僚として注意を促すこと。</p> <p>(2) 被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ること。</p>	<p>ハラスメントを契機として、勤務・学習環境に重大な悪影響が生じたりしないうちに、機会をとらえて職場の同僚として注意を促すなどの対応をとることが必要である。</p> <p>被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「学校から問題児扱いたくない」などとの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないように、気がついたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ることも大切である。</p>
<p>部活動については、生徒の自主的な活動であることを踏まえ、指導者の個人的な考えや方針により不適當な活動にならないよう十分注意すること。</p> <p>また、指導者が、意図する、しないにかかわらず、生徒と支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識しながら、日頃から生徒とのコミュニケーションを密に図りつつ、信頼関係の構築を図ることにより、ハラスメントの防止に心がけるこ</p>	

とが重要である。	
職場においてハラスメントがある場合には、教育の場にふさわしい環境づくりをする上で、上司等に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。	

別表第4（第4条関係）

認識事項	説明等
一人 で我慢 してい る、又は 我慢さ せてい るので は問題 は解決 しない こと。	ハラスメントを我慢、無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということをまず認識することが大切である。
ハラ スメン トに対 する行 動をた めらわ ないこ と。	被害を深刻にしない、他に被害者をつくらない、さらにはハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく、良い勤務・学習環境の形成に重要であるとの考えに立って行動することが求められる。 特に児童生徒が被害者の場合、一人で我慢している状況が起こりやすいので、第三者の積極的な行動が望まれる。

別表第5（第4条関係）

行動	説明等
----	-----

<p>嫌なことは相手に対して明確に意思表示をすること。</p>	<p>ハラスメントに対しては毅然とした態度をとること。すなわち、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要である。直接相手に言いにくい場合は、手紙等の手段をとるという方法も考えられる。</p>
<p>信頼できる人に相談すること。</p>	<p>まず、職場の同僚や知人等身近な信頼できる人に相談することが大切である。各職場内において解決することが困難な場合には、外部の相談機関に相談する方法を考える。</p> <p>なお、相談するに当たっては、ハラスメントが発生した日時、内容等について記録しておくことが望ましい。</p>
<p>ハラスメントを認知した場合は、迅速かつ適正に対応すること。</p>	<p>ハラスメントを認知した場合、職員は、管理職に速やかに報告することが必要である。</p> <p>報告を受けた管理職は、事実関係の把握に務めるとともに、関係者から事情を聞くなど適切に対応することが必要である。</p>

別記様式(第6条関係)

苦情・相談記録簿

相談日時	年 月 日() 時 分～ 時 分
相談者	所属： 氏名： 男・女
苦情相談の内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題とされる言動 (誰が) _____ (いつ) _____ (どこで) _____ (具体的内容) ・ それに対する相談者の対応
所属長等への相談の有無	有 無
目撃者の有無	有 無
相談員氏名	
相談員の対応	

議案第32号

京田辺市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和20年法律第207号）第15条の規定により、別紙の者を京田辺市社会教育委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月22日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、本市社会教育委員の任期が令和8年5月31日付で満了となるため、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和8年6月1日から令和10年5月31日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
社会教育の関係者	山際 雅詩	一般社団法人京田辺市文化協会
社会教育の関係者	寺西 章郎	京田辺市区・自治会長連絡協議会
社会教育の関係者	岡嶋 一晃	NPO法人京田辺市スポーツ協会
社会教育の関係者	姫路 桂子	京田辺市スポーツ推進委員
社会教育の関係者	古賀 靖章	京田辺市立中央公民館利用者
学校教育の関係者	水船 昌彦	同志社大学関係
学校教育の関係者	北村 忠浩	京田辺市小中学校校長会
家庭教育の向上に資する活動を行う者	田中 正和	京田辺市青少年問題連絡協議会
家庭教育の向上に資する活動を行う者	奥西 康宏	京田辺市民生児童委員
家庭教育の向上に資する活動を行う者	眞部 祐子	子育て関係者
専門的な知識を有する者	沖田 行司	びわこ学院大学学長
専門的な知識を有する者	田所 祐史	京都府立大学准教授

参考資料

京田辺市社会教育委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
山際 雅詩	社会教育の関係者	R8. 6. 1 ～R10. 5. 31	委嘱	再任	文化協会
寺西 章郎	社会教育の関係者	R8. 6. 1 ～R10. 5. 31	委嘱	再任	区・自治会長連絡協議会
岡嶋 一晃	社会教育の関係者	R8. 6. 1 ～R10. 5. 31	委嘱	再任	スポーツ協会
姫路 桂子	社会教育の関係者	R8. 6. 1 ～R10. 5. 31	委嘱	再任	スポーツ推進委員
古賀 靖章	社会教育の関係者	R8. 6. 1 ～R10. 5. 31	委嘱	新任	公民館利用者
水船 昌彦	学校教育の関係者	R8. 6. 1 ～R10. 5. 31	委嘱	新任	同志社大学
北村 忠浩	学校教育の関係者	R8. 6. 1 ～R10. 5. 31	委嘱	新任	小・中学校校長会
田中 正和	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R8. 6. 1 ～R10. 5. 31	委嘱	再任	青少年問題連絡協議会
奥西 康宏	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R8. 6. 1 ～R10. 5. 31	委嘱	再任	民生児童委員協議会
眞部 祐子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R8. 6. 1 ～R10. 5. 31	委嘱	再任	子育て関係者
沖田 行司	専門的な知識経験を有する者	R8. 6. 1 ～R10. 5. 31	委嘱	再任	学識経験者
田所 祐史	専門的な知識経験を有する者	R8. 6. 1 ～R10. 5. 31	委嘱	再任	学識経験者

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○京田辺市社会教育委員に関する条例

昭和45年7月4日

条例第17号

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに専門的な知識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

（定数）

第3条 委員の定数は、20名以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 特別の事情があるときは、任期中であっても、解嘱することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は、京田辺市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

議案第 33 号

京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について

京田辺市附属機関設置条例（平成 26 年京田辺市条例第 1 号）第 4 条の規定により、別紙の者を京田辺市生涯学習推進協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 5 月 22 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（提案理由）

本件は、生涯学習推進協議会委員のうち、辞職の願いがあった委員について辞職を承認し、その後任委員として、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和 8 年 5 月 22 日から令和 9 年 5 月 31 日まで及び令和 8 年 5 月 22 日から令和 9 年 6 月 20 日まで。

別紙

辞職を承認する者

委員区分	氏名	備考
地域を代表する者	森田 日臣	京田辺市区・自治会長連絡協議会
各教育関係機関を代表する者	芹澤 雄一	小・中学校校長会
各教育関係機関を代表する者	田中 尚美	同志社大学関係

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
地域を代表する者	大西 勝巳	京田辺市区・自治会長連絡協議会
各教育関係機関を代表する者	片山 義弘	小・中学校校長会
各教育関係機関を代表する者	水船 昌彦	同志社大学

参考資料

京田辺市生涯学習推進協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
柳田 昌彦	各種審議会を代表する者	R7. 6. 1 ～R9. 5. 31	委嘱		会長
木下 静子	その他教育委員会が適当と認める者	R6. 12. 21 ～R8. 12. 20	委嘱		副会長
国重 昂平	市議会議員	R7. 6. 21 ～R9. 6. 20	委嘱		
大西 勝巳	地域を代表する者	R8. 5. 22 ～R9. 6. 20	委嘱	新任	
戸邊 智子	各種審議会を代表する者	R7. 6. 1 ～R9. 5. 31	委嘱		
香村 毅	各種関係団体を代表する者	R7. 6. 1 ～R9. 5. 31	委嘱		
香村 和雄	各種関係団体を代表する者	R7. 6. 1 ～R9. 5. 31	委嘱		
林田 仁美	各種関係団体を代表する者	R7. 6. 1 ～R9. 5. 31	委嘱		
西川 登	各種関係団体を代表する者	R8. 1. 23 ～R9. 5. 31	委嘱		
岡本由美子	各種関係団体を代表する者	R7. 6. 1 ～R9. 5. 31	委嘱		
片山 義弘	各教育関係機関を代表する者	R8. 5. 22 ～R9. 5. 31	委嘱	新任	
水船 昌彦	各教育関係機関を代表する者	R8. 5. 22 ～R9. 5. 31	委嘱	新任	
樋口 純平	学識経験のある者	R7. 6. 1 ～R9. 5. 31	委嘱		
吉村 尊成	その他教育委員会が適当と認める者	R7. 6. 1 ～R9. 5. 31	委嘱		
大日方重利	その他教育委員会が適当と認める者	R7. 6. 1 ～R9. 5. 31	委嘱		

○京田辺市附属機関設置条例（抄）

平成26年3月28日

条例第1号

改正 平成29年6月28日条例第15号

平成30年3月28日条例第4号

平成31年3月27日条例第1号

令和4年3月31日条例第12号

（委員）

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表（第2条—第4条関係）（抄）

執行機関	名称	担当事務	人数	任期
教育委員会	京田辺市生涯学習推進協議会	次に掲げる事項を協議すること。 （1）生涯学習の推進に当たって、京田辺市生涯学習推進本部長が提起した事項に関すること。 （2）地域、職場及び団体等への生涯学習の普及及び啓発に関すること。 （3）その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。	15人以内	2年
	京田辺市就学相談委員会	次に掲げる事項 （1）就学相談に必要な検査及び調査に関すること。 （2）教育相談に関すること。	50人以内	2年

	<p>(3) 障害児の教育保障に係る啓発に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会、学校その他関係機関との連絡及び提携に関すること。</p> <p>(5) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。</p>		
--	---	--	--

○京田辺市生涯学習推進協議会規則

平成26年4月1日

教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第7条の規定に基づき、京田辺市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 地域を代表する者
- (3) 各種審議会を代表する者
- (4) 各種関係団体を代表する者
- (5) 各教育関係機関を代表する者
- (6) 学識経験のある者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。